

号外第10（令和6年6月14日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市こども・子育て基本条例【こども青少年局企画調整課】	3
△	横浜市市税条例の一部を改正する条例【財政局税制課】	7
△	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育支援課】	11
△	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育運営課】	13
△	横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局生活支援課】	14
△	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局高齢施設課】	15
△	横浜市救急医療センター条例の一部を改正する条例【医療局救急・災害医療課】	17
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	18

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和6年6月14日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 横 浜 市 こ ど も ・ 子 育 て 基 本 条 例
- 2 横 浜 市 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 3 横 浜 市 児 童 福 祉 施 設 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 等 の 一
部 を 改 正 す る 条 例
- 4 横 浜 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 の 基
準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 5 横 浜 市 無 料 低 額 宿 泊 所 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一
部 を 改 正 す る 条 例
- 6 横 浜 市 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 の 基 準 等 に
関 す る 条 例 及 び 横 浜 市 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム の 設 備 及 び 運 営 の 基 準
に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 7 横 浜 市 救 急 医 療 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 8 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 条 例 第 30 号

横 浜 市 こ ど も ・ 子 育 て 基 本 条 例

こどもは社会の宝であり、未来を担うのは今を生きるこどもたちである。

しかしながら、急速な少子化の進展その他の社会の大きな変化の中で、こどもを取り巻く環境はめまぐるしく変わっており、このような状況の下、全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、それぞれの幸せを実感できる社会を実現するためには、こどもが、愛され保護される存在であることに加え、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明し、多様な活動に参画することができる機会が確保されることが重要である。

また、このような経験は、こどもが、自立心を養い、自ら研鑽^{さん}に努め、多様性を受け入れ、他者を尊重する心を身に付けながら成長し、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画するための基礎となる。

そして、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることは、父母その他の保護者を始めとしたこどもを取り巻く社会全体の責務である。

ここに、こども基本法の精神にのっとり、こども及び子育て世代に選ばれる、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に向け、こども・子育てに関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目 的)

第 1 条 この条例は、こども・子育てについて、基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）の責務並びに市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もってこども及び子育て世代に選ばれる、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うものをいう。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉施設、学校その他の施設のうち、こどもが入所し、通所し、通学し、又は交流するものをいう。

(基本理念)

第3条 全てのおとなは、こども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組むものとする。

(こどもの意見の尊重等)

第4条 全てのこどもについては、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が考慮されるとともに、意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、こども・子育てに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもが、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めるものとする。

3 市は、こどもが社会を構成する一員としてその年齢及び発達の程度に応じて学校教育、地域社会等における多様な活動に積極的に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

4 市は、こども・子育てに関連するあらゆる分野における施策を講ずるに当たっては、こどもの視点を重視するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第6条 市民及び事業者は、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会及び選択の機会が確保され、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、こどもとの対話の機会の確保、居場所づくりその他の必要な取組を行うよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、こども・子育てに関する施策に協力し、こどもが社会を構成する一員であることを認識し、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見及び提案を実現するために必要な環境の

整備に努めるとともに、こどもが主体的に考え、自ら課題を解決できる能力を身に付けることができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(こども計画等の策定)

第8条 市は、こども計画(こども基本法第10条第2項の市町村こども計画をいう。)及びこども・子育てに関する施策について、この条例を踏まえて策定するものとする。

(子育て支援)

第9条 保護者が安全で安心な環境の中でこどもを育てることができるよう、市は、こども及び保護者の意見を尊重しつつ、子育てしやすい社会の実現のために、こどものある家庭に対する支援を始めとした様々なこども・子育てに関する施策を、学童期から、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて切れ目なく総合的に推進するものとする。

2 市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者は、前項の施策に協力するよう努めるものとする。

(こどもの養育)

第10条 こどもの養育は家庭を基本として行われるとの認識の下、父母その他の保護者は、こどもを育むための第一義的責任を有する者として、こどもが、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会及び選択の機会が確保され、社会においてその個性と能力を十分に発揮できるよう、健全な養育に努めるものとする。

2 市は、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、こどもに対し、その年齢及び発達の程度に応じて、自らが社会を構成する一員であること等について広報及び啓発に努めるものとする。

2 市は、こどもの最善の利益が考慮されること等について市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(体制の整備)

第12条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもがその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、こども・子育てに関する施策を総合的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告等)

第14条 市長は、毎年、こども・子育てに関する施策へのこどもの意見の反映の状況等について、市会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(主権者教育)

第15条 市は、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、市政及び二元代表制における市会の役割等に対するこどもの理解と関心を深める主権者教育を推進するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 31 号

横 浜 市 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 1 条 横 浜 市 市 税 条 例 (昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 29 条 の 4 の 3 第 1 項 第 3 号 中 「 所 得 税 法 」 を 「 所 得 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (令 和 6 年 法 律 第 8 号) 附 則 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ る 同 法 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 所 得 税 法 」 に 改 め る 。

附 則 第 9 条 第 1 項 中 「 、 第 32 項 並 び に 第 33 項 」 を 「 並 び に 第 32 項 」 に 改 め 、 同 条 第 9 項 を 削 り 、 同 条 第 8 項 を 同 条 第 9 項 と し 、 同 条 第 7 項 中 「 同 項 第 3 号 」 を 「 同 項 第 4 号 」 に 改 め 、 同 項 を 同 条 第 8 項 と し 、 同 条 第 6 項 中 「 同 項 第 2 号 」 を 「 同 項 第 3 号 」 に 改 め 、 同 項 を 同 条 第 7 項 と し 、 同 条 第 5 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

6 法 附 則 第 15 条 第 25 項 に 規 定 す る 設 備 (同 項 第 2 号 に 掲 げ る も の に 限 る 。) に 対 し て 課 す る 固 定 資 産 税 の 課 税 標 準 は 、 第 46 条 の 規 定 に か か わ ら ず 、 同 項 に 規 定 す る 年 度 分 の 固 定 資 産 税 に 限 り 、 当 該 設 備 に 係 る 固 定 資 産 税 の 課 税 標 準 と な る べ き 価 格 に 14 分 の 11 (当 該 設 備 が 法 第 389 条 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 場 合 に あ っ て は 、 7 分 の 6) を 乗 じ て 得 た 額 と す る 。

附 則 第 9 条 第 10 項 中 「 附 則 第 15 条 第 33 項 」 を 「 附 則 第 15 条 第 32 項 」 に 改 め 、 同 条 第 11 項 中 「 附 則 第 15 条 第 42 項 」 を 「 附 則 第 15 条 第 41 項 」 に 改 め る 。

附 則 第 13 条 の 3 の 2 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 法 附 則 第 15 条 の 7 第 1 項 又 は 第 2 項 の 認 定 長 期 優 良 住 宅 の う ち 区 分 所 有 に 係 る 住 宅 に つ い て は 、 前 項 の 申 告 書 の 提 出 が な か っ た 場 合 に お い て も 、 長 期 優 良 住 宅 の 普 及 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 20 年 法 律 第 87 号) 第 5 条 第 4 項 に 規 定 す る 管 理 者 等 か ら 、 前 項 に 規 定 す る 期 間 内 に 法 附 則 第 15 条 の 7 第 4 項 に 規 定 す る 総 務 省 令 で 定 め る も の の 提 出 が さ れ 、 か つ 、 当 該 区 分 所 有 に 係 る 住 宅 が 同 条 第 1 項 又 は 第 2 項 に 規 定 す る 要 件 に 該 当 す る と 認 め ら れ る と き は 、 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 同 条 第 1 項 又 は 第 2 項 の 規 定 を 適 用 す る こ と が で き る 。

附 則 第 13 条 の 3 の 3 第 1 項 中 「 (平 成 20 年 法 律 第 87 号) 」 を 削 り 、 「 令 和 6 年 3 月 31 日 」 を 「 令 和 8 年 3 月 31 日 」 に 改 め 、 「 同 条 第 4 項 中 」 の 次 に 「 「 は 、 第 1 項 又 は 第 2 項 」 と あ る の は 「 は 、 条 例 附 則 第 13 条 の 3 の 3 第 1 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 第 1 項 又 は 第 2 項 」 と 、 「 は 、 前 項 」 と あ る の は 「 は 、 同 条 第 1 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 前 項 」 と 、 「 か ら 、 前 項 」 と あ る の は 「 か ら 、 条 例 附 則 第 13 条 の 3 の 3 第 1 項 に お い て 読 み 替 え て 準

用する前項」と、「総務省令」とあるのは「この項の規定に基づく総務省令」と、「が第1項又は第2項」とあるのは「が条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する第1項又は第2項」と、「かかわらず、第1項又は第2項」とあるのは「かかわらず、同条第1項において読み替えて準用する第1項又は第2項」と、同条第5項中「を」を加え、「前項」を「第3項」に改め、同条第2項中「前条中」を「前条第1項中」に改め、「又は第2項」の次に「と、同条第2項中「法附則第15条の7第4項」とあるのは「次条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第4項」」を加える。

附則第13条の3の4第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第13条の7第1項、附則第13条の8第1項、附則第13条の8の2第1項及び附則第13条の8の3第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

第29条の4の3第1項中「又は金銭」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金

第29条の4の4第1項中「前条第1項第1号及び第2号」を「前条第1項各号」に改め、「又は同項第3号の金銭の支出先である特定公益信託の受託者」及び「又は当該金銭」を削り、同条第4項中「若しくは控除対象寄附金の支出先である特定公益信託の受託者」を削る。

附則第13条の3の4第1項中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中附則第13条の3の4第1項の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第1条中第29条の4の3第1項第3号の改正規定及び附則第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「改正法」という。）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日

(3) 第2条中第29条の4の3第1項並びに第29条の4の4第1項

- 及び第4項の改正規定並びに次項の規定 改正法附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日
(個人市民税に関する経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第3号に掲げる規定による改正後の横浜市市税条例(以下「第3号新条例」という。)第29条の4の3第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。
(準備行為)
- 3 第3号新条例第29条の4の3第1項第3号に掲げる寄附金に係る第3号新条例第29条の4の4第1項の規定による指定の申請の手続は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行前においても、同条第1項の規定の例により行うことができる。この場合において、横浜市市税条例(以下「条例」という。)第29条の4の4第2項の規定の適用については、同項中「その指定に係る申請書の提出があった日の属する年の1月1日」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日」とする。
(固定資産税に関する経過措置)
- 4 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された条例附則第9条第5項並びに第1条の規定による改正前の条例(以下「旧条例」という。)附則第9条第6項及び第7項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた改正法第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る旧条例附則第9条第9項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
- 7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用

し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 8 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る旧条例附則第9条第9項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

横浜市条例第32号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

(横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号)の一部を次のように改正する。
第44条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正)

第2条 横浜市認定こども園の要件を定める条例(平成27年2月横浜市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号ア(ウ)中「20人」を「15人」に改め、同号ア(エ)中「30人」を「25人」に改める。

(横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改

正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第44条第2項並びに第4条の規定による改正後の横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第44条第2項並びに第4条の規定による改正前の横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、なおその効力を有する。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する職員又は園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の横浜市認定こども園の要件を定める条例第3条第4号ア及び第3条の規定による改正後の横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の横浜市認定こども園の要件を定める条例第3条第4号ア及び第3条の規定による改正前の横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項の規定は、なおその効力を有する。

横 浜 市 条 例 第 33 号

横 浜 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運
営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 の 基 準
に 関 す る 条 例 （ 平 成 26 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 48 号 ） の 一 部 を 次 の よ う
に 改 正 す る 。

第 23 条 の 見 出 し を 「 （ 掲 示 等 ） 」 に 改 め 、 同 条 中 「 掲 示 し な け れ
ば 」 を 「 掲 示 す る と と も に 、 当 該 事 項 を 電 気 通 信 回 線 に 接 続 し て 行
う 自 動 公 衆 送 信 （ 公 衆 に よ っ て 直 接 受 信 さ れ る こ と を 目 的 と し て 公
衆 か ら の 求 め に 応 じ 自 動 的 に 送 信 を 行 う こ と を い い 、 放 送 又 は 有 線
放 送 に 該 当 す る も の を 除 く 。 ） に よ り 公 衆 の 閲 覧 に 供 し な け れ ば 」
に 改 め る 。

第 53 条 第 2 項 第 2 号 中 「 磁 気 デ ィ ス ク 、 シ ー ・ デ ィ ー ・ ロ ム そ の
他 こ れ ら に 準 ず る 方 法 に よ り 一 定 の 事 項 を 確 実 に 記 録 し て お く こ と
が で き る 物 」 を 「 電 磁 的 記 録 媒 体 （ 電 磁 的 記 録 に 係 る 記 録 媒 体 を い
う 。 ） 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 34 号

横 浜 市 無 料 低 額 宿 泊 所 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 する 条 例
の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 無 料 低 額 宿 泊 所 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 する 条 例 （ 令 和
元 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 35 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 14 条 第 7 項 第 2 号 中 「 磁 気 デ ィ ス ク 、 シ ー ・ デ ィ ー ・ ロ ム そ の
他 こ れ ら に 準 ず る 方 法 に よ り 一 定 の 事 項 を 確 実 に 記 録 し て お く こ と
が で き る 物 」 を 「 電 磁 的 記 録 媒 体 （ 電 磁 的 記 録 （ 電 子 的 方 式 、 磁 気
的 方 式 そ の 他 人 の 知 覚 に よ っ て は 認 識 す る こ と が で き な い 方 式 で 作
ら れ る 記 録 で あ っ て 電 子 計 算 機 に よ る 情 報 処 理 の 用 に 供 さ れ る も の
を い う 。 ） に 係 る 記 録 媒 体 を い う 。 ） 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 35 号

横 浜 市 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 の 基 準 等 に 関 する 条 例 及 び 横 浜 市 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例

(横 浜 市 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 の 基 準 等 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の 人 員 、 設 備 及 び 運 営 の 基 準 等 に 関 する 条 例 (平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 70 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

附 則 中 第 17 項 を 第 18 項 と し、 第 6 項 から 第 16 項 ま で を 1 項 ず つ 繰 り 下 げ、 附 則 第 5 項 中 「 附 則 第 7 項 」 を 「 附 則 第 8 項 」 に 改 め、 同 項 を 附 則 第 6 項 と し、 附 則 中 第 4 項 を 第 5 項 と し、 第 3 項 を 第 4 項 と し、 第 2 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

3 令 和 6 年 4 月 1 日 前 か ら 存 する 指 定 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 所 (横 浜 市 指 定 居 宅 サ ー ビ ス の 事 業 の 人 員 、 設 備 、 運 営 等 の 基 準 に 関 する 条 例 (平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 76 号) 第 135 条 第 1 項 に 規 定 する 指 定 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 所 を いう。) の 居 室 (同 日 以 後 に 増 築 さ れ、 又 は 改 築 さ れ た 部 分 を 除 く。) の 全 部 又 は 一 部 を 令 和 9 年 3 月 31 日 ま で の 間 に 転 換 (当 該 指 定 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 所 の 利 用 定 員 を 減 少 さ せ る と と も に、 当 該 指 定 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 所 の 設 備 の 全 部 又 は 一 部 を 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の 用 に 供 する こと を いう。) を し、 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 を 開 設 し よ う と する 場 合 に お け る 当 該 転 換 に 係 る 居 室 に つ い て の 第 5 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 の 適 用 に つ い て は、 同 号 ア 中 「 1 人 と する こと。 た だ し、 入 所 者 へ の 指 定 介 護 福 祉 施 設 サ ー ビ ス の 提 供 上 必 要 と 認 め ら れ る 場 合 は、 2 人 と する こと が 可 能 と する。 」 と あ る の は、 「 4 人 以 下 と する こと 」 と する。

(横 浜 市 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正)

第 2 条 横 浜 市 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 する 条 例 (平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 74 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

附 則 中 第 16 項 を 第 17 項 と し、 第 10 項 から 第 15 項 ま で を 1 項 ず つ 繰 り 下 げ、 附 則 第 9 項 中 「 附 則 第 11 項 」 を 「 附 則 第 12 項 」 に 改 め、 同 項 を 附 則 第 10 項 と し、 附 則 中 第 8 項 を 第 9 項 と し、 第 7 項 を 第 8 項 と し、 第 6 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

7 令 和 6 年 4 月 1 日 前 か ら 存 する 指 定 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 所 (指 定 居 宅 サ ー ビ ス 等 基 準 条 例 第 135 条 第 1 項 に 規 定 する 指 定 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 所 を いう。) の 居 室 (同 日 以 後 に 増 築 さ れ、 又 は 改 築 さ れ た 部 分 を 除 く。) の 全 部 又 は 一 部 を 令 和 9 年

3月31日までの間に転換（当該指定短期入所生活介護事業所の利用定員を減少させるとともに、当該指定短期入所生活介護事業所の設備の全部又は一部を特別養護老人ホームの用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る居室についての第11条第4項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 36 号

横 浜 市 救 急 医 療 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 救 急 医 療 セ ン タ ー 条 例 （ 昭 和 56 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 18 号 ）
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 中 「 診 療 を 行 い 、 及 び 医 療 情 報 を 提 供 す る 」 を 「 診 療 等 を
行 う 」 に 改 め る 。

第 2 条 を 次 の よ う に 改 め る 。

（ 業 務 及 び 施 設 ）

第 2 条 横 浜 市 救 急 医 療 セ ン タ ー は 、 次 に 掲 げ る 業 務 を 行 う 。

(1) 夜 間 に お け る 急 病 患 者 に 対 す る 応 急 的 な 診 療

(2) そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 業 務

2 前 項 第 1 号 に 掲 げ る 業 務 を 行 う た め 、 横 浜 市 救 急 医 療 セ ン タ ー
に 夜 間 急 病 セ ン タ ー を 置 く 。

第 3 条 の 見 出 し 中 「 診 療 時 間 等 」 を 「 診 療 時 間 」 に 改 め 、 同 条 第
3 項 を 削 る 。

第 4 条 第 1 項 第 1 号 中 「 第 2 条 」 を 「 第 2 条 第 1 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市条例第37号

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例
第58号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第9章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第141
条の2—第141条の13）」

を

「第9章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第141
条の2—第141条の13）」

第9章の3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等
第1節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（第
141条の14—第141条の16）」

第2節 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促
進（第141条の17—第141条の20）」

に改める。

第141条の2中「以下同じ」を「以下この章及び第146条の2に
おいて同じ」に改める。

第9章の2の次に次の1章を加える。

第9章の3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明
等

第1節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明
（住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明）

第141条の14 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条
第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）は、住宅（一戸建
ての住宅、兼用住宅、共同住宅及び長屋をいう。以下この章にお
いて同じ。）の建築（新築又は増築であつて、当該新築又は増築
に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるものに限る
。）に係る設計を行うときは、規則で定めるところにより、当該
住宅に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（
平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第10条
第1項の建築物エネルギー消費性能基準を上回る基準であつて規
則で定めるもの（以下「規則指定基準」という。）への適合性に
ついて評価を行うとともに、当該設計の委託をした当該住宅を建
築しようとする者（以下「住宅の建築主」という。）に対し、当
該評価の結果（当該住宅が規則指定基準に適合していない場合に
あつては、当該住宅のエネルギー消費性能（建築物省エネ法第2
条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ
。）の確保のためとるべき措置の内容を含む。）について、規則

で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 建築士は、前項の設計を行うときは、当該住宅に係る規則指定基準を上回る基準であって規則で定めるもの（以下「規則指定上位基準」という。）への適合性その他住宅のエネルギー消費性能の向上に資する事項として規則で定めるものについて評価を行うとともに、住宅の建築主に対し、当該評価の結果（当該住宅が規則指定上位基準に適合していない場合にあっては、当該住宅のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置の内容を含む。）について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明するよう努めなければならない。

3 建築士は、あらかじめ、住宅の建築主の承諾を得て、前2項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができ、この場合において、当該建築士は、当該書面を交付したものとみなす。

4 第1項及び第2項の規定は、住宅の建築主から第1項及び第2項の規定による評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合については、適用しない。この場合において、建築士は、評価及び説明を要しない旨の意思を表示した書面を当該住宅の建築主から受領するものとする。

5 建築士事務所の開設者（建築士法第23条の5第1項に規定する建築士事務所の開設者をいう。以下同じ。）は、当該事務所に属する建築士が第1項若しくは第2項の規定により説明し、又は前項の規定により書面を受領した場合は、当該説明において交付した書面の写し（第3項に規定する電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）又は受領した書面を規則で定める日まで保存しなければならない。

（住宅のエネルギー消費性能に係る説明結果報告書の作成等）

第141条の15 建築士事務所の開設者で規則で定めるもの（以下「特定開設者」という。）は、住宅のエネルギー消費性能に係る説明の結果について規則で定める事項を記載した報告書（以下この節において「説明結果報告書」という。）を規則で定める日までに電磁的方法により、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による説明結果報告書の提出を受け、必要があるとき認めるときは、特定開設者に対し、当該説明結果報告書

の内容について説明を求めることができる。

3 特定開設者は、前項の規定による説明の求めに協力しなければならない。

(住宅のエネルギー消費性能に係る説明結果報告書の任意作成等)

第 141 条の 16 建築士事務所の開設者(特定開設者を除く。)は、説明結果報告書を電磁的方法により、市長に提出することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により説明結果報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「特定開設者」とあるのは「建築士事務所の開設者(特定開設者を除く。次項において同じ。)」と、同条第3項中「特定開設者」とあるのは「建築士事務所の開設者」と読み替えるものとする。

第 2 節 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進

(建築物省エネ法第63条第1項の条例で定める用途)

第 141 条の 17 建築物省エネ法第63条第1項の条例で定める用途は、全ての用途とする。ただし、建築物省エネ法第20条第2号の規定により政令で定めるものを除く。

(建築物省エネ法第63条第1項の条例で定める規模)

第 141 条の 18 建築物省エネ法第63条第1項の条例で定める規模は、新築又は増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるものとする。

(住宅への再生可能エネルギー利用設備の設置に係る説明結果報告書の作成等)

第 141 条の 19 住宅の設計において建築物省エネ法第63条第1項の規定により説明した建築士が属する建築士事務所の開設者(特定開設者に限る。)は、当該住宅への再生可能エネルギー利用設備(建築物省エネ法第60条第1項の再生可能エネルギー利用設備をいう。)の設置に係る説明の結果について規則で定める事項を記載した報告書(以下この節において「説明結果報告書」という。)を規則で定める日までに電磁的方法により、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による説明結果報告書の提出を受け、必要があると認めるときは、同項に規定する開設者に対し、当該説明結果報告書の内容について説明を求めることができる。

3 第1項に規定する開設者は、前項の規定による説明の求めに協力しなければならない。

(住宅への再生可能エネルギー利用設備の設置に係る説明結果報

告書の任意作成等)

第 141 条の 20 住宅の設計において建築物省エネ法第 63 条第 1 項の規定により説明した建築士が属する建築士事務所の開設者（特定開設者を除く。）は、説明結果報告書を電磁的方法により、市長に提出することができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により説明結果報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「次条第 1 項」と、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「次条第 1 項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例第 141 条の 14 の規定は、この条例の施行の日以後に建築士が委託を受けた同条第 1 項に規定する住宅の建築に係る設計について適用する。